

○内閣府令第九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第四条第一項第四号の規定により空気拳銃の所持の許可を受けようとする者については、申請人の写真二枚

第十一条第三項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合」を加

え、同項第二号中「射撃練習」を「猟銃の射撃練習」に改め、同項に次の一号を加える。

三 法第九条の十第二項の規定による空気銃（空気拳銃を除く。）の射撃練習を行う資格の認定を現に受けている者が、当該認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可に係る申請書を提出する場合

第十九条の見出し中「若しくは」を「又は」に改め、「等」を削り、同条第一項中「第二十七条第三号」を「第二十七条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第二十七条第四号」を「第二十七条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第二十七条第五号」を「第二十七条第一項第五号」に改め、同条第四項中「第二十七条第六号」を「第二十七条第一項第六号」に改める。

第三十二条第三項及び第三十三条中「第四条第一項第一号」の下に「又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）」を加える。

第七十一条中「口径の長さ又は銃身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟銃が備え付けられている」とを「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 猟銃に係る練習射撃場 口径の長さ又は銃身長が異なり、かつ、型式が異なる複数の猟銃が備え付け

られていること。

二 空気銃に係る練習射撃場（次号に掲げるものを除く。） 銃身長が異なる複数の空気銃が備え付けられていること。

三 空気銃射撃競技のための空気銃に係る練習射撃場 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃が備え付けられていること。

第七十三条の次に次の二条を加える。

（年少射撃資格者に対する指導を行う練習射撃指導員の指名の方法）

第七十三条の二 法第九条の十一第三項の規定による指名は、帳簿を備え、年少射撃資格者に練習用備付け銃を使用させようとする都度、当該指名の日時、当該指名に係る練習射撃指導員の氏名並びに当該練習射撃指導員が指導を行う年少射撃資格者の住所、氏名及び生年月日を記載するとともに、当該練習射撃指導員及び当該年少射撃資格者に対し、これらの事項を通知して行うものとする。

（電磁的方法による記録）

第七十三条の三 前条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器

を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同条に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

第七十八条中「第四条第一項第一号」の下に「又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）」を加える。  
 第一百八条中「第七十三条において準用する場合を含む。」の下に「、第七十三条の三」を加える。

別表第一の七の項中「射撃練習」を「猟銃の射撃練習」に改め、同項の次に次のように加える。

八 法第九條の 第十項の規 定による空 銃（空気拳 銃を除く。） の射撃練習 を行う資格 の認定	イ 法第四條第一項第一号の規定による許可を受 けている者		ロ 法第四條第一項第一号の規定による許可を受 けていない者	
	九 法第九條の 第十項の規 定による空 銃の射撃練 習を行う資格 の認定	イ 法第四條第一項第一号の規定による許可を受 けている者	ロ 法第四條第一項第一号の規定による許可を受 けていない者	○
			○	
			○	
		○		○
			○	○

別記様式第十一号を次のように改める。

第11号 (第9条関係)

練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人	本籍			
	住所			
	ふりがな		性別	男・女
	氏名	Ⓜ		
	生年月日	年 月 日 ( 歳)		
電話番号				
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者	
	現に交付を受けている 猟銃・空気銃所持許可証			
	講習修了証明書又は推薦書			
	技能検定合格証明書			
	教習修了証明書			
	練習希望銃種	<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 空気拳銃以外の空気銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃以外の猟銃 <input type="checkbox"/> 空気拳銃		
欠格事由	<input type="checkbox"/> 私は、法第5条第1項第2号から第18号までに規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。 (猟銃の認定申請者のみ回答) <input type="checkbox"/> 私は、法第5条の2第2項第2号又は第3号に規定するいずれにも該当しない者であることを誓約します。			
省略した書類	添付を省略した書類 <input type="checkbox"/> 同居親族書 ( 年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 市町村の長の証明書 ( 年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 住民票の写し ( 年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> 経歴書 ( 年 月 日 公安委員会提出) <input type="checkbox"/> その他 ( )			

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 講習修了証明書又は推薦書欄には、空気拳銃に係る申請の場合にあつては法第4条第1項第4号の規定に係る推薦書について記載し、その他の場合にあつては講習修了証明書について記載すること。
  - 3 練習希望銃種欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
  - 4 欠格事由欄には、当該欠格事由に該当しない旨を誓約する場合は□内にレ印を記入すること。
  - 5 省略した書類欄には、添付を省略した書類で該当するものの□内にレ印を記入し、その提出日及び提出先の都道府県公安委員会の所在する都道府県名を記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十八号中「~~並~~」を「~~併~~」に改める。

別記様式第三十号第1面及び第2面を次のように改める。

(1面)

第 号		
写 真	交付 年 月 日	
	(原交付 年 月 日)	
押し出し	公安委員会 図	
スタンプ		
-----		
確 認	年 月 日 図	
許可の有効期間	年 月 日まで	
所 持 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	(男・女)
	生 年 月 日	年 月 日

(2面)

別記様式第三十号の備考7を同様式の備考8とし、同様式の備考6を同様式の備考7とし、同様式の備考5を同様式の備考6とし、同様式の備考4の次に次のように加える。

5 法第4条第1項第4号の規定による空気拳銃の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。

別記様式第五十二号（別紙1及び別紙2以外の部分に限る。）を次のように改める。

第52号（第58条関係）

教習用備付け銃等届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃  
 について次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会殿

届出人民名

㊞

射撃場	射撃場の種別	<input type="checkbox"/> 教習射撃場	<input type="checkbox"/> 練習射撃場
	指定番号		
	指定年月日		
	名称		
	電話番号		
	指定に係る銃種		
備付け状況	ライフル銃	丁	
	(内訳)		
	公称口径22のへり打ちのライフル銃	丁	
	その他のライフル銃	丁	
	ライフル銃以外の猟銃	丁	
空気拳銃以外の空気銃	丁		
空気拳銃	丁		
※備付け状況について、別紙1及び2を作成すること。			

- 備考
- 1 届け出る備付け銃の口内にレ印を記入すること。
  - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第五十二号別紙1の備考1及び別紙2の備考2中「こは、」の次に「兼撃にあつては」を、「別を」の次に「空気銃にあつてはレバースナインダ式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャーズ式等の別を」を加え、同様式別紙2の備考11を同様式別紙2の備考12とし、同様式別紙2の備考10を同様式別紙2の備考11とし、同様式別紙2の備考9の次に次のように加える。

10 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。

別記様式第五十三号（別紙1から別紙3まで以外の部分に限る。）を次のように改める。

第53号（第58条関係）

教習用備付け銃等変更届出書

銃砲刀剣類所持等取締法  第9条の6第2項の規定により、教習用備付け銃  
 の変更について次のとおり届け出ます。  
 第9条の11第2項の規定により、練習用備付け銃

年 月 日

公安委員会殿

届出人氏名

㊞

射撃場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	名 称	
	電 話 番 号	
	指定に係る銃種	
変更後の備付け状況	ライフル銃 丁 (内訳) 公称口径22のへり打ちのライフル銃 丁 その他のライフル銃 丁 ライフル銃以外の猟銃 丁 空気拳銃以外の空気銃 丁 空 気 拳 銃 丁 ※備付け状況について、別紙1、2及び3を作成すること。	
変更理由等		

- 備考
- 1 届け出る備付け銃の□内にレ印を記入すること。
  - 2 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 変更後の備付け状況欄には、備え付けられている銃の種類ごとにその丁数を記載すること。また、ライフル銃の丁数にあつては口径の別ごとに内訳数を記載すること。
  - 4 変更理由等欄には、備付け状況を変更することとなつた理由その他必要な事項を記載すること。
  - 5 譲渡又は廃棄等により備え付けないこととなつた銃については、銃種、型式、公称口（番）径及び銃番号を別紙3に記載することとし、別紙2の記載を要しない。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第五十三号別紙1の備考2及び別紙2の備考2中「には、」の次に「無銃にあつては」を、「別を」の次に「、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式の別を」を加え、同様式別紙2の備考11を同様式別紙2の備考12とし、同様式別紙2の備考10を同様式別紙2の備考11とし、同様式別紙2の備考9の次に次のように加える。

10 空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃である場合には、その旨を備考欄に記載すること。ただし、空気拳銃については記載することを要しない。

別記様式第五十三号別紙3の備考2中「には、」の次に「無銃にあつては」を、「別を」の次に「、空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式、プリチャージ式等の別を」を加える。

別記様式第五十七号の備考3に後段として次のように加える。

空気銃に係る練習射撃場の指定を申請するときは、第71条第2号に掲げる練習射撃場に係る申請にあつては、使用する銃砲について空気拳銃を除く旨を、同条第3号に掲げる練習射撃場に係る申請にあつては、使用する銃砲について空気銃射撃競技のための射撃練習の用途に供する空気銃に限る旨を記載すること。

別記様式第六十一号中

講習修了証明書
技師検定合格証明書 又 講習修了証明書

を

講習修了証明書 又は推薦書
技師検定合格証明書 又 講習修了証明書

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。